

社会保障給付費の国際比較データの見方と分析

勝又 幸子

■ 要約

国立社会保障・人口問題研究所が毎年推計・公表している「社会保障給付費」は ILO(国際労働機関)が定めた基準に沿って社会保障に係る費用を収支両面からまとめたものである。同公表資料には国際比較データを参考に掲載している。国際比較データとして給付費については、「医療」「年金」「福祉その他」の3分類で各国の給付の実態を比較し、また財源については、「拠出金(被保険者負担・雇用主負担)」「公費負担(国庫負担・その他の公費負担)」「資産収入」「その他」の分類で比較している。本論Iでは公表資料で数値だけを掲載している国際比較データについて、各国別に費用と財源の特徴について解説を提供している。また、IIでは、OECD社会支出統計を使って、年金給付費の各国比較を年金種類別(老齢年金・遺族年金・障害年金)に行っている。そして、IIIでは、再びILOのデータを使って、各国の「公的扶助」制度と費用の特徴を考察した。

■ キーワード

ILO基準社会保障費統計、OECD社会支出統計、社会保障財源、老齢年金・遺族年金・障害年金、公的扶助

「社会保障給付費の国際比較分析」研究会では1998年に2回の研究会を開催した。研究会ではILO基準社会保障費統計とOECD社会支出統計の数値を基礎とした比較を試みた。以下記述は研究会における議論をもとにまとめた。

I ILO基準社会保障給付費の国際比較

まず、従来「社会保障給付費」に掲載している国際比較の図とその元資料としての ILO Basic Tables より、各国の特徴を挙げその解説を委員におねがいした¹⁾。

1. 各国の社会保障給付費 部門別特徴

図1の左側は社会保障給付費(対国民所得)の部門別構成割合を表している。この図からよみと

れる各国の社会保障給付費の特徴を明らかにし、その説明を試みた。

まず日本について見ると、給付費の対国民所得比が15.2%(1993年度)と諸外国(ここで取り上げた5カ国を表す)に比べて小さいこと、そして「医療」「年金」「福祉その他」の部門別割合では、「福祉その他」の割合がとくに小さいという特徴がある。この事実について従来研究所では、「我が国との社会保障給付費を対国民所得比で見ると、欧米主要国より低いが、これは仕組みや制度の成熟度、老人人口比率、国民所得の規模などさまざまな相違があるため、一概に要因を断定するのは困難である」との見解を示してきた。1993年時点での高齢化率を見ると、日本は13.6%でアメリカは12.7%である。高齢化の度合いでは説明がつかないほど日本の高齢化は諸外国に迫る高さになっている。

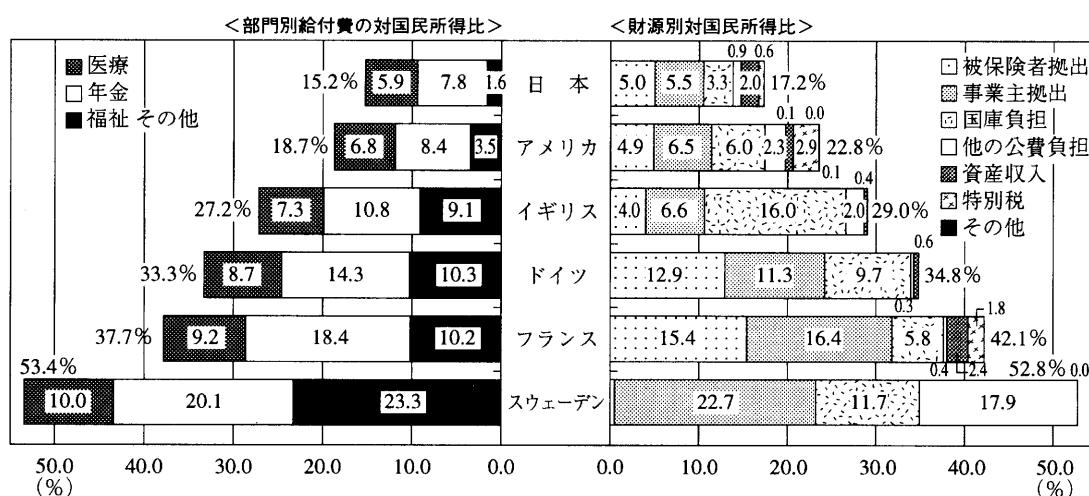


図1 社会保障給付と財政(対国民所得比)の国際比較 (1993年度)

表1

(単位: %)

	医療	年金	福祉 その他	被保険者 拠出	事業主 拠出	国庫 負担	他の公費 負担	資産 収入	特別税	その他
日本	5.9	7.8	1.6	5.0	5.5	3.3	0.9	2.0	—	0.6
アメリカ	6.8	8.4	3.5	4.9	6.5	6.0	2.3	2.9	0.1	0.0
イギリス	7.3	10.8	9.1	4.0	6.6	16.0	2.0	0.4	—	0.0
ドイツ	8.7	14.3	10.3	12.9	11.3	9.7	—	0.3	—	0.6
フランス	9.2	18.4	10.2	15.4	16.4	5.8	0.0	0.4	2.4	1.8
スウェーデン	10.0	20.1	23.3	0.5	22.7	11.7	17.9	0.0	—	—

出所:『季刊・社会保障研究』Vol. 35 No. 3

注: %の計算では、少数点以下の区切り方によって部門別数値の合計と合計の値が若干異なっている。

また人口規模の違いを割り引いて、「社会保障給付費を1人あたりで比較すると、スウェーデン、ドイツ、フランスより低いが、アメリカ、イギリスよりも高くなる。我が国の国民所得の水準が高いので、相対的に国民所得比が小さくなる傾向がある。」との見方も提示した。

平成8年度から、国際比較では公表資料中の表5のなかに、ひとりあたりの給付を各国通貨単位でしめすようにした。同資料中の表5の脚注に(参考)として記述したように、ひとりあたりの給付費の円換算結果は、スウェーデンが最高で91万585円、次いでフランスが67万4,140円、そして僅差でドイツが66万7,246円、そして日本がつづき

45万5,239円となり、残るイギリス(37万8,326円)およびアメリカ(44万2,461円)をしのいでいる。しかし、各々の貨幣単位の違いからいざれの換算単位を用いるかによっても結果は変わるために、諸外国と比較して日本の給付費規模が小さいという事実を否定することはできない²⁾。

「福祉その他」の割合が低いという特徴については、「福祉その他」の諸外国の内訳と比較すると、次のような各国の特徴が観察できる。

アメリカは社会福祉等と公的扶助が大きい。イギリスは公的扶助が圧倒的に大きい。ドイツは失業給付が大きい。フランスは家族給付と失業給付が大きい。スウェーデンは家族給付と社会福祉等

が大きい。日本は社会福祉等が大きい。

アメリカの「社会福祉等」と「公的扶助」が「福祉その他」に占める割合が大きいのは、失業給付・家族給付・労働災害給付の割合が小さいことの裏返しである。このうち、失業と労働災害給付は、景気変動の影響を受けるものである。また、諸外国にある「家族手当」としての家族給付の制度がないのがアメリカの特徴である。

イギリスの「福祉その他」にしめる公的扶助が圧倒的に大きいのは、生活保護受給者数が多い背景がある。イギリスでは総人口6000万人のうち、500万人が生活保護の対象になっており、金額的にも相当な額にのぼっている。1993年に、失業率は約11%と高く、失業給付がきわめて低いのはおかしいとも思われるが、公的扶助に含まれる「所得扶助」の受給対象者（約570万人が受給）には、失業者や年金受給者などが含まれるので、失業給付の一部が公的扶助に含まれている可能性がある。（所得扶助のなかに対象として失業がある。ほかの対象には年金受給者、疾病、家族）。1993年は公的扶助や所得扶助の受給者数から考えてピーク時で、1996年には受給者が220万人と減少しているため、給付費の数値を更新していくば、公的

扶助のウエイトは低下すると推測される。

ドイツで失業給付が失業率との比較で大きいのは、ドイツにおける手厚い労働法の存在に裏打ちされているものと考えられる。同時期におなじ7%台の失業率だったアメリカと比較しても7倍以上になっている。米国社会保険庁がまとめた「世界各国の社会保障制度 1997」³⁾によると、ドイツでは失業保険の給付額が従前所得の手取額の60%（子ども無しの場合）で失業の被用者として保険料を納付していた期間および年齢に応じて、失業の1日目から平日の78～832日間支給されるとなっている。一方アメリカは州によって変わるが、平均して所得額の約50%の支給水準で最高26週間支給だが、失業率の高い州には連邦法によって最高13週間の延長が与えられている。

フランスは家族給付と失業給付が大きい。これは日本で各企業が配偶者手当を賃金の一部として出す代わりにフランスには公的家族手当があるためと考えられる。歴史的には、カトリックの伝統で子どもが多くだったので、多子家族の支援が目的だったが、1930年代からは人口減少の対策として所得保障と出産奨励策として給付されるようになった。

スウェーデンで、家族給付と社会福祉等が大き

表2 失業給付、家族給付、公的扶助等の対国民所得比と失業率の国際比較（1993年*）

	「福祉その他」の給付費の対国民所得比					失業率 (%)	
	主な「福祉その他」の給付費の対国民所得比(再掲)						
	失業給付	家族給付	労働災害給付	公的扶助	社会福祉等		
日本	1.6	0.4	0.1	0.1	0.2	0.8	2.5
アメリカ(1992)	3.5	0.7	—	0.5	1.0	1.3	7.3
イギリス	9.1	0.4	1.6	0.0	6.8	0.3	10.23
ドイツ	10.3	5.2	1.4	0.6	1.2	2.0	7.9
フランス	10.2	2.9	3.6	0.8	1.0	1.9	11.6
スウェーデン	23.3	4.1	7.1	1.1	0.9	10.2	8.2

注1：社会保障給付費はILO基準による。

2：アメリカの社会保障給付費については、データが作成されていないため、参考に1992年度の数値を掲げた(*)。

資料：諸外国の国民所得はOECD(1998)“National Accounts”，失業率はOECD(1996)“Labor Force Statistics”による。

い。家族給付には、児童手当以外に、両親手当、傷病手当が入ると考えられる。児童手当のみを見れば、「その他」における比率は1割程度であるが、両親手当、傷病手当を含めれば約24%になり、家族給付は大きくなる。社会福祉等では、児童、高齢者の福祉をあわせると約40%となる。スウェーデンでは、児童手当が収入の一部として感じられているのではないか(児童手当は所得の1割を占める)。

日本では、家族給付として児童手当、児童扶養手当等が含まれるが、スウェーデンの両親手当にあたる「育児休業給付」は1995年(平成7年)4月1日に施行されたので含まれていない。

2. 各国社会保障財源の特徴

図1の右側の横棒グラフは財源別の対国民所得比を表している。左右の棒グラフは一対になっている。給付の規模は財源の規模に比例している。しかし、財源合計(対国民所得比)が給付の総額(対国民所得比)より大きくなっているのは、財源が「給付外の支出」すなわち、管理費や施設設備整備費および年金や雇用保険など基金を持つ制度において積立金への繰り入れ分の財源などを含んでいるからである。

社会保障給付費の公表資料では、財源別の割合をグラフで「図4 社会保障財源の構成割合の国際比較」として載せている。次に挙げる表3は財源合計を100とした場合の割合をしめしている⁴⁾。

表3から各国の財源構成割合の特徴を挙げると、以下のようなことが言える。

アメリカは他の公費負担と資産収入が大きく、社会保障特別税がある。イギリスは、国庫負担が財源の半分以上をしめるほど大きい。ドイツは拠出金が財源にしめる割合が大きく、また被保険者拠出が雇用主拠出より大きい。フランスも拠出金が財源にしめる割合は大きくなっているが被保険者拠出より事業主拠出が大きい。また、社会保障特別税がありその割合もアメリカより大きくなっている。スウェーデンは事業主負担が大変大きく被保険者拠出が極端に少ない。また公費負担が大きいが内訳では国庫負担よりも他の公費負担が大きくなっている。日本は拠出金が財源の6割をしめ、事業主拠出がわずかに被保険者拠出割合を上回っている。日本の公費負担はフランスに次いで割合が低い。一方日本の国庫負担が他の公費負担の4倍近くと大きい。資産収入はアメリカに次いで大きい。

アメリカは他の国に比べ、他の公費負担と資産収入が大きく、社会保障特別税がある。

もともと、福祉は州・地方の役割であり、そのため現在も、財源を持ち寄って財政的に制度を支えている。他の公費負担の割合が大きいのは、このような制度の成り立ちに關係がある。資産収入が大きいのは、連邦の年金保険(OASDI: Old-Age, Survivors, and Disability Insurance)と医療保険(HI: Hospital InsuranceパートA)が信託基金を保有し、

表3 社会保障財源の構成割合の国際比較 (1993年度)

	被保険者拠出	事業主拠出	国庫負担	他の公費負担	資産収入	特別税	その他
日本 1997年度	29.1	31.7	19.0	5.2	11.5	—	3.5
日本 1993年度	28.2	31.6	20.0	4.5	12.4	—	3.3
アメリカ 1992年度	21.6	28.4	26.4	10.1	12.9	0.6	0.0
イギリス	13.7	22.7	55.2	6.8	1.5	—	0.1
ドイツ	37.1	32.6	27.8	0.9	—	—	1.7
フランス	36.5	39.0	13.7	0.0	0.9	5.6	4.3
スウェーデン	0.9	43.0	22.2	33.9	0.0	—	—

その運用益が大きいためである。1983年の社会保障法改正により、従来課税されていなかった年金給付が、1984年以降、課税されるようになった。対象は高額所得者の年金給付が対象である。

ILO公表のドイツ表には、財源として国庫負担しか計上されていなかった。そこで、社会保障給付費の国際比較表においても平成10年公表分までドイツの財源で「他の公費負担」をゼロとしてきた。しかし、今回の研究会でドイツの社会保障費に地方負担財源が存在しないというのは間違いであるとの指摘を受けて、平成11年公表分からは表3のように、国庫負担と他の公費負担にまたがる部分に数値を入れることにした。ドイツには他の公費負担がないというのは間違いであり、ILO表において、「国庫負担」ではなく、「公的(Offentlichen)負担」と言うべきである。ドイツの財源には、本当の出どころはどこかという意味でのクヴェレ(Qwelle)と、調達方法との2分類法がある。通常公表されているのは後者の調達方法によるものであり、そこでは「国庫負担」ではなく、「公的負担」と書かれている。クヴェレを見ても、連邦、州、群・市町村、そして家計それぞれからどのくらい支出されているか、明確に記されている(ただし合計しても、「公的負担」と多少のズレはある)。

被保険者拠出が大きいのはドイツの伝統である。社会保険の制度を最も純粹に残しているのがドイツである。

フランスも拠出金が財源にしめる割合は大きくなっているが被保険者拠出より事業主拠出が大きい。また、社会保障特別税がありその割合もアメリカより大きくなっている。もともと社会保険料拠出において労使折半という原則がなかった。社会保障制度では国家に依存しない社会保険の対応が原則だったが、1991年に家族給付の財源を得るために一般福祉税(CGS: contribution social généralisée)が導入された。一般福祉税の税率はスタート時に3.4%だったのが、1998年大きく引き上げられ

7.5%になった。国民の負担増緩和のために、労働者の医療保険の保険料率を5.5%から0.75%へと大幅に下げて調整した。これからは、社会保障制度に税金を多く投入するようになり財源割合も変化していくと考えられる。

スウェーデンでは、事業主負担が大変大きく、被保険者拠出が極端に少ない。また公費負担が大きいが内訳では国庫負担よりも他の公費負担が大きくなっている。事業主負担が大きいことと被保険者拠出が少ないとコインの裏表である。1975年に、労使の協議で賃上げ率を下げる代わりに、被保険者の拠出分を事業主が負担することになっており、これが1993年まで続いていた。1994年以降、被保険者負担は徐々に増え、現在は7~8%くらいになっているはずである。

他の公費負担が大きいというのは、高齢者福祉と児童福祉は市の負担で、医療のなかの入院については県の負担でなされているためである。これは国民の生活保障は社会主義で、経済運営は資本主義で行うという、スウェーデン流のやり方(福祉国家をつくった社民党とその支持母体である「LO=スウェーデン労働組合連合」の理念)である。しかし別の面から見れば、福祉・医療に従事している職員(LO所属)をカットできないという事情もある。

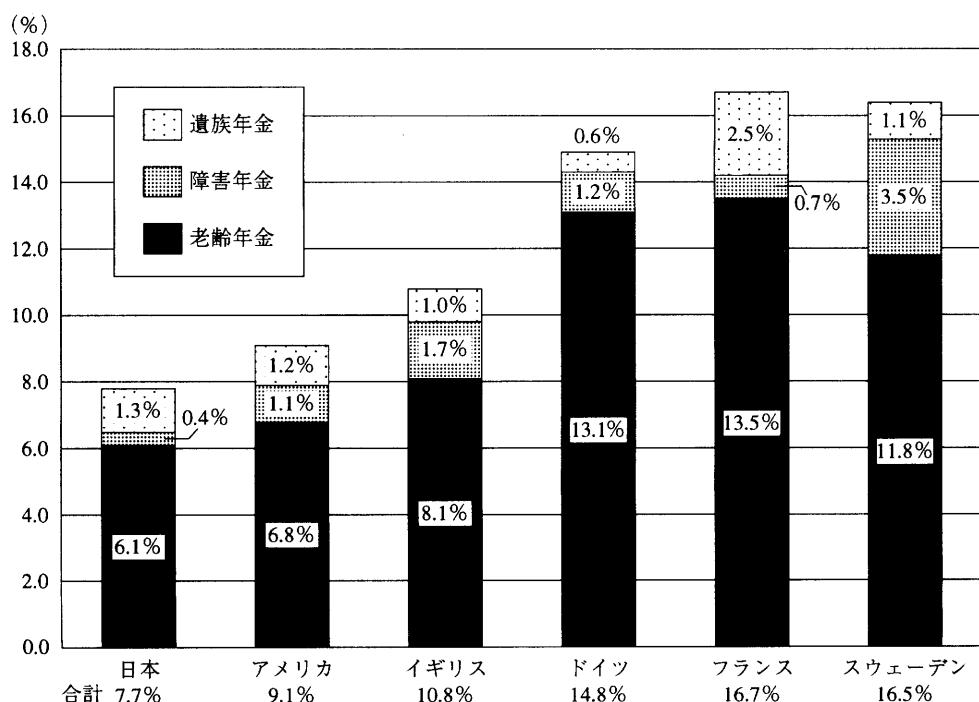
日本は拠出金が財源の6割をしめ、事業主拠出がわずかに被保険者拠出割合を上回っている。公費負担はフランスに次いで割合が低く、国庫負担が他の公費負担の4倍近くと大きい。資産収入はアメリカに次いで大きい。財源にしめる拠出金割合が大きいのは、日本の社会保障制度が社会保険制度を基盤としていることを表わしている。事業主拠出が被保険者拠出より大きくなっているのは、原則労使折半の社会保険料だが、労働災害補償など全額雇用主負担の制度や健康保険組合などで雇用主負担割合の方が高く設定された一部の事業所などの存在による。なお、社会保険の形態をとっている点ではドイツやフランスの場合と共通してい

るが、社会保険財源に国庫負担が相当割合入っていることは日本の特徴といえる。国庫負担が「他の公費負担」に比べて大きいのも日本の特徴である。昭和61年からさまざまな福祉事務が機関委任事務から団体事務化された。地方の事務量は多くなったが、社会保障財源にしめる地方負担割合にめだった増加は見られなかった。これは、もともと社会保障給付費が地方自治体の一般会計から独自に支出される福祉関連給付(いわゆる単独事業)を把握できていないという事実に加え、地方負担割合がはっきりしていた機関委任事務が地方自治体の固有事務として財源的には地方交付税化され把握できなくなったという事情がある。資産収入が多いのは、年金制度における積立金の運用益が大きいことが特徴である。

II 各国の年金給付の特徴

前節で考察した部門別で「年金」給付とは、ILO Basic Tablesにおいて、制度上年金と判断できる制度のうち給付形態で現金(cash)として給付されている費用を各国で集計した結果であった。部門別の定義と集計は研究所が独自に行っている分析のための集計であって、ILOが定めた定義ではない。

日本で、年金と定義しているのは給付の形態として年金形態をとっている給付費の合計である。すなわち、年金の種類では公的年金制度(厚生年金基金および国民年金基金を含む)で老齢年金・障害年金・遺族年金および業務災害補償において給付される年金を含む。アメリカでは業務災害補償における給付の種類を現金と年金に分離することができず、すべてが部門別で「福祉その他」に計



資料：OECD Social Expenditure Database 1980-1996, 日本については国立社会保障・人口問題研究所計算

図2 年金種類別給付の対国民所得(1993年度)

上されている。この事実ひとつとっても、「年金」を横断的に比較するには、含まれる給付の範囲上問題がある。しかし、今まで国際比較可能な費用統計がILOしかなかったため、参考として部門別比較を示してきた。

OECDは1999年2月にSocial Expenditure Database 1980–1996を刊行した。Social Expenditure Databaseでは費用を機能別に集計している。機能別とは給付の対象や目的別に費用を集計する方法であり、ILOが制度別すなわち決算単位で集計していたのとは方法が異なる。機能別の集計方法で年金給付を比較しようとする場合は、老齢・障害・遺族機能において、それぞれに係る現金給付で年金形態の給付を集計することで求めることができる。OECDでは業務災害補償を独立した機能分類しているため、業務災害上発生した年金給付はここ

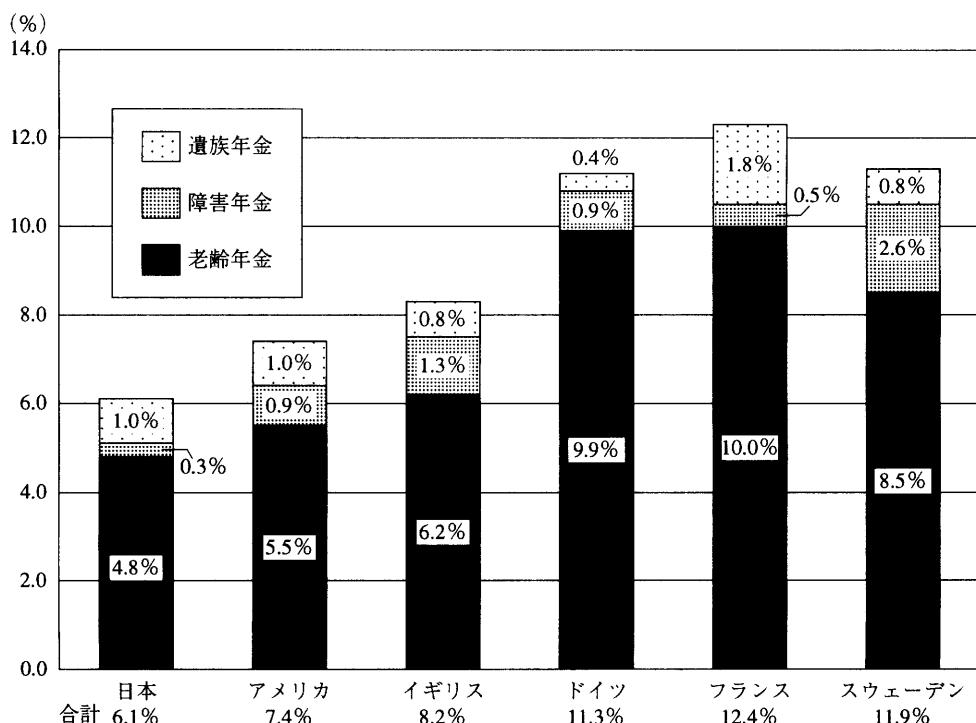
には含まれない。すなわちILO部門別分類の「年金」よりも費用の範囲はせまくなる。しかし、現金給付と年金給付すなわち短期(一時金)給付と長期給付の区別があるため、ILOよりも正確な「年金給付費」が観察できる。

1. ILOとOECDの年金給付規模の国際比較

図2および図3は年金の種類別(老齢年金・遺族年金・障害年金)割合を対国民所得比と対GDP比で表したものである。

対国民所得でOECDの「年金」とILOの「年金」を比較すると、表4のような結果になる。

すなわちフランス、スウェーデンでOECDの方が小さくなる。アメリカ、ドイツでOECDの方が大きくなる。また日本とイギリスにおいてはほぼ同じ。ILOで最も「年金」が大きかったのはスウェーデンだった



資料：OECD Social Expenditure Database 1980–1996, 日本については国立社会保障・人口問題研究所計算

図3 年金種類別対GDP比 (1993年度)

表4 年金給付費(対国民所得比)の比較 (1993年度)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
ILO	7.8	8.4	10.8	14.3	18.4	20.1
OECD	7.7	9.1	10.8	14.8	16.7	16.5

が、OECDではフランスの方が若干大きくなる。

この比較結果からスウェーデンとフランスの ILO Basic Table では、老齢年金として計上されている金額には一時金等の現金も含まれているものと考えられる。

2. 種類別(老齢年金・遺族年金・障害年金)

割合の比較 [表5参照]

各種年金給付費の割合を見ると、老齢年金が最も大きな割合で全体の7割から9割をしめている。遺族年金のシェアは各国間でばらつきが大きい。遺族年金のシェアが最も大きいのが日本とフランスで、次いでアメリカ、イギリス、スウェーデン、そしてドイツが最も少なくわずか3.8%となっている。残る障害年金と遺族年金の比較では、イギリス、ドイツ、スウェーデン3国については障害年金のシェアが遺族年金のシェアを上回っているが、日本、アメリカについては遺族年金の方が障害年金よりシェアが大きい。

以下では各国の年金種類別のシェアについての研究会で各委員の発言を要約しながらまとめる。

アメリカについては、国民所得やGDPとの比較で明らかのように、年金給付費の規模が小さい。高齢化率がその他の国々に比べて低いことと、公的年金だけにたよる老後設計ではなく、ここには挙がってこない企業年金や貯蓄など自助努力を重んじるアメリカ社会の特徴が表れているものと考えられる。

イギリスでは、年金というとほとんど基礎年金で報酬比例部分は少ない。社会保障省の社会保障統計を見ると、平均的な年金受給者の1週間の給付額は1993年時点では平均92.6ポンド(夫婦)となっているが、これだけではとても生活できない。この

ほかに週平均43.6ポンドの職域年金を受給している。ILOの給付費の定義からすると職域年金は含まれていないものと考えられる。公的年金が2階建てになっている日本の統計には基礎年金も厚生年金も含まれるが、そのような国と1階基礎年金しかないイギリスの統計を比較することにどのような意味があるのか疑問だ。イギリスの老齢年金はアメリカの公的年金に近い特徴があると考えられる。

障害年金についてだが、社会保障省の統計では労働不能年金(Incability)となっている。Incabilityという表現は1995年から使われているが、InvalidityとSicknessが合わさって労働不能という概念が生まれた。ドイツと同じ労働不能が障害の概念になっている。概念の変更によって受給者数が増えてきたのだと考えられる。

遺族年金は世帯単位か個人単位か、なにを遺族年金とするかさまざまだ。イギリスのWidow's pensionの場合は、44歳から老齢年金受給年齢に達する前までの未亡人を対象にする。9歳未満の子どもを扶養している場合は遺族母子手当(Widow's mother allowance)が支払われる。

ドイツでは、欧州の社会保障の特徴だとも思うが、社会保障とは労働生活に対する保障であるという性格が強い。それがために、老齢年金については従前所得の保障という意味があると思う。障害年金の場合、稼得能力の減退や喪失という意味があり、職業に就きたくてもできないという人も対象になる。職業能力があっても長期に仕事がない人も障害年金の受給が可能になる。障害年金が最初から失業者に給付されていたわけではないが、現実には障害年金が早期退職年金として援用されている。欧州大陸型の社会保障には多い傾

表5 年金給付種類別各国比較（1993年度）

	1993年度金額 (百万各国通貨単位)					
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
老齢年金	22,763,612	346,901	39,367	313,686	707,606	123,025
障害年金	1,388,776	54,898	8,159	28,914	38,290	36,932
遺族年金	4,699,052	63,202	4,956	13,434	128,530	11,952
年金合計	28,851,440	465,001	52,481	356,034	874,426	171,909
	1993年度割合 (%)					
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
老齢年金	78.9	74.6	75.0	88.1	80.9	71.6
障害年金	4.8	11.8	15.5	8.1	4.4	21.5
遺族年金	16.3	13.6	9.4	3.8	14.7	7.0
年金合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1993年度 対国民所得比 (%)					
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
老齢年金	6.1	6.8	8.1	13.1	13.5	11.8
障害年金	0.4	1.1	1.7	1.2	0.7	3.5
遺族年金	1.3	1.2	1.0	0.6	2.5	1.1
年金合計	7.7	9.1	10.8	14.8	16.7	16.5
	1993年度 対GDP比 (%)					
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
老齢年金	4.8	5.5	6.2	9.9	10.0	8.5
障害年金	0.3	0.9	1.3	0.9	0.5	2.6
遺族年金	1.0	1.0	0.8	0.4	1.8	0.8
年金合計	6.1	7.4	8.2	11.3	12.4	11.9

注：年金合計の%は、年金合計額を各GDP及び国民所得で除したものを、少数点以下第6位まで出した上、%で少数点以下第2位を四捨五入しているため、老齢年金、障害年金、遺族年金の%を単純に足しあわせた場合と若干異なっている。

向だ。長期失業者の生活保障の問題が欧州では深刻な問題になっている。ドイツの遺族年金については、通常は一般の老齢年金を基準に考えるところだが、ドイツの場合は死者の稼得能力を保障するという視点で給付されている。したがって、給付水準は通常の老齢年金だけより高くなる。ドイツの年金制度は1階2階が分離していない。豪華な1階建てが乱立している状況なので、女性の年

金保障を拡大してゆくなかで遺族年金がこれだけ拡大したのではないかと思う。かなり高い水準で遺児に対する年金がでている。

フランスには数多くの老齢年金制度と職域年金制度がある。補足退職年金制度は労働協約によってはじまったが、現在は加入を強制させるものとなっている。3階建て制度として任意加入の再補足制度があるが、このデータに3階部分が入っているかい

ないかで図の見方が変わる。老齢年金制度：厚生年金に該当するものは退職を要件に給付されるが、補足年金があるので、公的年金だけを取り上げて比較すると老齢年金給付の実態を見誤る危険性がある。障害年金は受給者が60歳を過ぎると老齢年金に移行するので、他の国々との比較は難しい。遺族年金制度は、遺族の範囲が日本にくらべて狭い。55歳未満の生存配偶者がいる場合にのみ、老齢年金（一般の労働者の受給額）のほぼ半額が支払われる。給付の単位は世帯単位で、子ども加算もある。

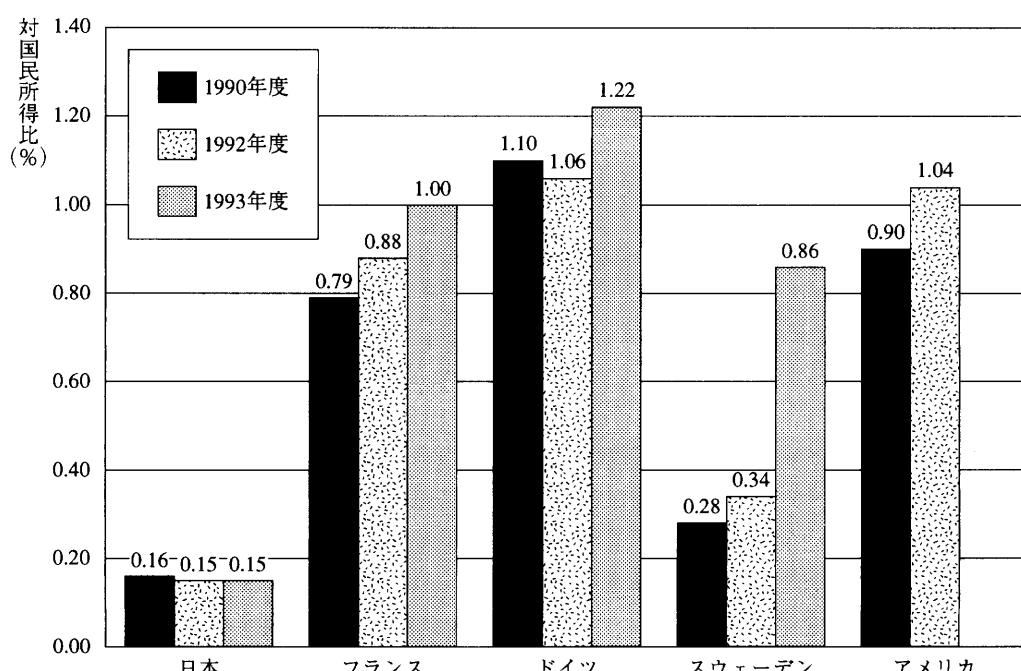
スウェーデンでは、1970年代から医学的理由以外に労働市場的な理由（失業）で障害年金が受けられるようになった。1990年代から審査が厳格になり1997年から労働市場的理由による障害年金の支給は停止になった。したがって、スウェーデンにおける障害年金のシェアの大きさは認定者の範囲の変化が理由になっていると考えられる。スウェー

デン語で障害年金は「早期（退職）年金」となっている。遺族年金が比率で低いのは、論理的には説明できないが直感的には、単身世帯が多く（全世帯の4割以上）、遺族として年金を受給する人が少ないからではないか。

III 各国の公的扶助制度の特徴について

図4はILO表から過去3年間の公的扶助制度の対国民所得比を表したものである。日本の低さが際立っている。1993年度で見ると、ドイツが最も大きく次いでアメリカそしてフランスとなっている。スウェーデンは1990年・1992年と1993年度では極端に大きくなっている。

日本とアメリカの比較では、アメリカは現物給付が大きいことと種類が多いことが特徴である。アメリカは「範疇扶助」属性別（児童、高齢者、盲人・



資料：ILO THE COST OF SOCIAL SECURITY

図4 公的扶助・関連制度の各国比較

障害者等)に給付が分かれているのが特徴。日本の社会保障制度もアメリカ占領時代に導入されたが、「無差別平等原則」で、アメリカとは違う。アメリカでは最低賃金が確立されていないので勤労者でも公的扶助を受ける人がいる。年金給付・失業給付・公的扶助は、重複して受給することがあり、代替関係はないといえよう。

スウェーデンについて ILO 統計上カウントされているのは日本の生活扶助に関するもののみと考えられる。住宅費は住宅手当で全額支給されている。ここでは生計支援について調べた。

国の基準：

個人生計費〔食料・衣料・(義務教育外)教育・余暇・保健衛生〕

共通の生計費〔消耗品・通信費など〕

個人の生計費は年齢によって異なる。世帯の人数についても違う。

34,800 クローネ = 年額 56 万円(無子単身)

58,400 クローネ(老夫婦世帯)

95,520 クローネ(有子家庭)

参考 平均所得 150000 クローネ

属性：年齢階層では若い人が失業により多い。

年金権のない外国人高齢者。

世帯類型：単身(無子) 50 %、母子世帯 25 %。

(以上 1996 年データ)

公的扶助は基礎年金の代替関係ではなく補完関係。基礎年金については、満額支給されなければ補助の対象になりうる。失業保険の未加入者が 20 % いるが、これらの人人が生計費の不足を扶助費の受給で補っている。児童手当は全児童対象であり補完関係。

フランスでは公的扶助は社会扶助と呼ばれる。社会保護が社会扶助と社会保障の総合的な呼び名となっていて、社会保障と社会扶助は次のような分類になっている。

社会保障：年金 医療 社会保険 労災 家族
給付

社会扶助：公的扶助

日本の生活扶助に相当する給付は 1988 年以前には存在していなかった。単に所得が低いという理由での給付は存在しなかったからだ。アメリカと同じように、属性によって必要な扶助が行われた。所得が低いという以前に老齢であるとか障害があるとか単親家族などといった必要に応じた給付が行われた。しかし、失業の長期化などを背景として 1988 年から「最低統合所得制度」が設けられるようになった。これが日本でいう生活扶助にあたる。受給を申請するものが市町村と統合契約を結ぶ。自立するための職業訓練などを条件に契約する。それによって失業対策となる。年金とは補完関係になる。家族手当を受けながら「最低統合所得制度」が適用になる。医療保険の被保険者適用除外にはなっておらず、給付のなかから支払う。

ドイツでは、社会援護制度=社会扶助制度と呼ばれる。

特徴：生計に関する最低生活補助(交際費など

文化的生活、民間保険料も含む)

一番大きい給付は介護給付、二番目は障害者社会復帰援護、そして医療援護の順になっている。社会援護にかかる費用は 80 年代以降急速に増大した。介護援護費用の増加が主な理由だ。ドイツの場合医療保険の審査が厳しく、介護にかかる費用を給付しなかつたので、社会援護によって担われた。1995 年に介護保険の導入によって分担が変わったので、現在医療と介護の両保険のあいだで分担の駆け引きがあるが、将来的には社会援護費は減ってゆくものと思われる。基礎年金と社会扶助の代替性については基本的になく、家族給付については併給が可能。

イギリスの所得保障の特徴に無拠出給付があるが、障害者生活手当や障害者付き添い者手当が 90 年代になって上がっている。所得扶助のなかの疾病・身体障害者が増えている。income support と生活保護の比較では、受給者数の比較では生活保護受給者が非常に多い。1993 年でも 563 万人になつていう。日本は約 88 万人。人口の 6000 万人のう

ちイギリスの場合は500万人の生活保護世帯がいる。サッチャーが1980年代で財政補助金カットを行ったが、当時11%の失業率になっても暴動が起きないということからも、生活扶助がセイフティネットになっていると考えられる。社会保障省の予算書で興味深いことは、貧困のわなや失業のわなの解消を目標に制度改正がはじまっている。ニューディールということで失業者が働くことで所得保障を得てゆくという方向に変わりつつある。

注

- 1) 各国についての発言はそれぞれ次の委員によるものである。アメリカ大西委員、ドイツ小林委員、フランス加藤委員、スウェーデン岡光委員、イギリス中井委員、日本については勝又。各国記述表現については勝又が責を負っている。
- 2) 平成9年度社会保障給付費のp. 6、表5「社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較」では各国ひとりあたりの平均給付額比較は、平均為替相場で円換算したものが用いられているが、異なる貨幣単位を比較するために購買力平価換算による比較の方が望ましいとする見方もある。為替レートの代わりに「購買力平価換算でドル表示」(OECD, 1999)を使うと、結果は総額と同様、日本のひとりあたりの給付費額は最も低くなる。

参考: 購買力平価換算 1993年 米ドル為替レート

ドイツ	2.10
日本	184.31
フランス	6.57
スウェーデン	9.83
イギリス	0.64
アメリカ	1.00

- 3) 国立社会保障・人口問題研究所監訳 米国社会保険庁刊『世界各国の社会保障制度1997』による。翻訳版は6カ国(ドイツ・日本・フランス・スウェーデン・イギリス・アメリカ)の抜粋であり、研究所ホームページにおいてpdfファイルで一般に提供されている。
- 4) 各国の社会保障財源については、『海外社会保障情報』No. 123 Summer '98 「【研究資料】社会保障費国際比較基礎データ」として公表されている。また掲載表は国立社会保障・人口問題研究所のホームページにおいて、エクセルデータとしてダウンロードできる。
(<http://www.ipss.go.jp/Japanese/interdata/interdata.html>)

参考文献

- OECD. 1999. Social Expenditure Database 1980–1996.
国立社会保障・人口問題研究所 1999「平成9年度社会保障費」「季刊社会保障研究」Vol.35 No.3
(かつまた・ゆきこ
国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第三室長)